

農業制度資金の貸付条件等 [1/2]

(注記) は [2/2] に記載

(利率: R5.10.19 現在)

融資機関	資金区分 (主な資金用途等)	貸付対象者	貸付利率 (%)	限度額 (万円)		償還期限 (年)	
				個人	法人	うち据置 (年)	うち据置 (年)
農協等の民間金融機関	産地基盤強化促進資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等 (規模拡大等) に取り組む認定農業者を対象とした資金〕	認定農業者	0.60	個人	1,800	施設 15年以内 機械 7年以内	施設 7年以内 機械 2年以内
	法人			3,600			
	◎農業近代化資金* 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等〕	新規就農者、認定新規就農者、集落営農組織等	0.90	個人	1,800 (事業費の80%以内)	施設 15年以内 〔認定新規就農者: 償還期限17年以内、据置5年以内〕 機械 7年以内	施設 3年以内 〔認定新規就農者: 償還期限10年以内、据置5年以内〕 機械 2年以内
	一般資金 〔建物や機械等の取得、家畜の購入等〕			集落営農法人 1,800 (事業費の100%以内)			
◎農業改良資金 〔施設の改良・造成又は取得、永年性植物の植栽又は育成、農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良等〕	六次産業化法、農商工連携法等の特例法による認定者	無利子	個人	5,000	12年以内	3年以内 (特定地域資金等においては、5年以内)	
◎農業経営基盤強化資金 (スーパーL) * 〔建物・機械・農地取得、家畜の購入、加工処理・販売施設の取得、負債整理等〕	認定農業者	0.55~1.10	法人、団体	15,000			25年以内
公庫資金 (日本政策金融公庫)	◎経営体育成強化資金* ★: 償還負担の軽減部分 〔既往借入金等の償還負担の軽減及び前向き投資資金〕	農業者 (個人・法人)、集落営農組織、農業参入法人等	1.10	①経営改善 ⇒ 負担額の80% ②負担軽減 ⇒ 個人: 1,000 法人: 4,000 ③償還円滑化資金 ⇒ 経営改善期間中の5年間の既往借入金の元利金の合計但し、①~③の合計額が 個人: 15,000 法人: 50,000		25年以内	3年以内
	農林漁業セーフティネット資金* 〔農業経営の維持安定に必要な長期運転資金〕	農林漁業者 ※認定農業者、認定就農者、集落営農組織	0.55~0.95	600 (一定要件を満たすものは、年間経費の6/12又は粗収益の6/12のいずれか低い額)		15年以内	3年以内
	◎青年等就農資金 〔農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等〕	認定新規就農者	無利子	一般	3,700	17年以内	5年以内
	特認	10,000					
	農業基盤整備資金* 〔農地の改良、造成〕	土地改良区等	1.10. ~1.25	地元負担額		25年以内	10年以内
	畜産経営環境調和推進資金 〔「処理高度化施設整備計画」に必要な施設等導入のための資金〕	左記計画を作成して知事の認定を受けた者	補助 1.10 非補助 1.10	1. 2のいずれか低い額 (注2参照) 1. 負担金の80% (特認90%) 2. 個人 3,500万円 (特認1.2億円) 法人 7,000万円 (特認4億円)		20年以内 出資に係るもの: 15年以内	3年以内

農業制度資金の貸付条件等 [2/2]

(利率：R5.10.19 現在)

融資 機関	資金区分（主な資金用途等）	貸付対象者	貸付利率（％）	限度額（万円）	償還期限（年）	うち据置（年）
農協等の民間金融機関	農業経営負担軽減支援資金* ★ 〔既往借入金等の償還負担の軽減〕	農業者（個人・法人）	1.10	営農負債の残高	10年以内 〔特に必要な場合：15年以内〕	3年以内
	農業経営改善促進資金（スーパーS） 〔短期運転資金〕	認定農業者	1.50	個人 500 （施設園芸・畜産はこの4倍） 法人2,000 （ " " ）	1年以内	—

注1. *印の6資金については、東日本大震災による被災農業者等が借り入れる場合、最長18年間実質負担金利0%で償還期限・据置期間がそれぞれ3年延長となる特例措置がある。

注2. 特認とは、「処理高度化施設整備計画」が、家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図る計画（例：送風装置付き堆肥舎、乾燥施設等）または、環境保全のため、家畜飼養施設を他の土地に移転する計画となっていること。

◎：経営改善関係資金（5資金）、★：負債整理関係資金（2資金）